

(仮称) 都市計画道路 伊駒アルプスロードに係る環境影響評価準備書に対する技術委員会意見等集約表（第3回審議分まで）（案）

資料6

注) 「意見」：技術委員会から知事に対して述べる環境保全の見地からの意見（知事意見の作成に反映）

「記録」：意見とはしないが、記録に残し事業者に伝えるもの

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見
1	全般	梅崎委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書のP4-4に気温と降水量が10年分まとめてあるが、降雨災害を検討する際には、年間降水量よりも時間降水量が重要となるため、時間降水量に係る資料を示してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・P4-4については、大気を予測するにあたり28年度の数字を主に使って計算しているが、過去10年と比較して、28年度の値が特異ではないということを示すために記載しています。 ・御指摘の意見は防災に関するもので使い道が違うのではないかと思います。また防災の必要性に関してこの10年分の数字を使っていけばよいのではないかというのでは資料の作り込みについて御検討させてください。環境影響ということになると、資料に防災の話を含めるべきなのかどうか、検討させていただければと思います。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価技術指針マニュアルにおいて「崩壊その他の自然災害を生じやすい地域」を把握することとなっているため時間降水量を追記します。（第2回審議 資料1-1） 	意見 2、14～16、18、19、63～68番を集約		ハザードマップや搖れやすさマップ等の災害に関する情報を収集し、事業に係る災害対策及び防災効果について評価書への記載を検討すること。
2	全般	梅崎委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間雨量を見ると災害を引き起こすような数値ではないが、昨年10月下旬の台風による災害で、県内において現在も地すべり対策をおこなっている。南信地方は台風による影響が大きいと思うが、どの程度か。 ・昨年の12月までの降水量の資料があれば、昨年の台風の状況も明らかになるので、提示いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・南信でも、より南側の飯田地方では雨が多いのですが、伊那は比較的台風の影響が少ない状況にあります。18年の災害など、飯田より上伊那の方で災害が大きいこともあります、概ね飯田より伊那地方の方が台風の影響は少ないと言えるかと思います。 ・準備書の作成にあたっては、28年度までのデータを用いていますが、委員会には29年度のデータを次回提出させていただきたいと思います。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書作成時において、平成29年度のデータを追加します。（第3回審議 資料1-1） 	意見		(1番のとおり)
3	全般	梅崎委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書のP4-4の表で、最低気温の欄に-10℃以下という値があるが、P4-5の表を見ると28年度にはその数値がないのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・P4-5の数字は月の平均値となっています。それに対して一番低い値がP4-4にあります。日最低値の月平均値と一番低い値ということの違いということで、より低い値がP4-4に書いてあります。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
4	全般	鈴木委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書P4-4の1行目に気象官署とあるが、気象官署の定義は気象台や測候所であり、伊那地域気象観測所は気象官署ではない。気象官署の文言を削除するか、気象庁によるなどの表現に修正すること。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修正した資料を提示します。（第4回審議 資料1-1） 	記録	記述内容に関する修正等	
5	全般	大庭委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画案に対する住民からの意見も、技術委員会に提供してほしい。(片谷委員長) ・アセスに対する意見か都市計画に対する意見か曖昧なものもある。また、都市計画に対する意見であっても、参考情報として提供いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画の案とアセス法の準備書の案と両方で縦覧しておりまして、明らかに都市計画の案だというものは都市計画審議会で御審議いただき、環境影響評価の準備書に対する意見については、こちらの委員会に報告させていただくことになりますが、都市計画案と環境影響評価、どちらにも分けることができない意見はこちらへ報告させていただくことになります。参考のために都市計画案に意見が必要であればご報告させていただきます。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回審議で都市計画道路変更案に対する住民意見の内容もお示しする予定です。（第3回審議資料2-2） 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	

6	全般	塩田委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 用語の統一をお願いしたい。例えば、一般国道153号線を調査地点、既存道路とか、背後地の15mと20mラインが同じ色になっているのでわかりにくい。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、評価書で記載を改善します。（第2回審議 資料1-2） 騒音の予測図(P12. 2-20～)に示した赤の点線の15mラインと20mラインは異なる色へ修正します。（第2回審議 資料1-2） 	記録	記述内容に関する修正等	
7	全般	片谷委員長	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民の方々の御意見は本委員会で出ている懸念とかなり重複している。早期開通を求める意見も出ているが、環境影響を無視して早く作れというわけではないはずなので、しっかりと対応していく必要がある。特に道路構造は道路の高さをなるべく低くということだが、平面交差ばかりにしてしまうとバイパス効果が薄れる。高さについては下げたりする余地は残っているか。 少しでも住民の方の要望に近づける努力が見えると、意見のトーンが変わってくる。100%全部というのは不可能だが、住民の皆さんへの要望に可能なものについては近づけるような姿勢でこれからも対応していただきたいと、委員会からもお願いする。 次回この委員会としての答申をまとめるが、これだけ数があるので、できるだけ住民の皆様の懸念は解消するようにという、総論的な意見を加えていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後地元の皆さまとの話し合いの中で配慮してまいります。 	意見	13番を集約	事業による大気質、騒音、振動、水象、日照阻害、動物及び景観への環境影響について、最大限回避・低減するとともに、環境保全措置等に関して住民に丁寧に説明すること。
8	事業計画	大窪委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ルートの確定度はどの程度か。今後変更されることはあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業についてはまだ今並行して都市計画の手続をしているので、ルートについては御意見を聞いている段階なので完全に決まったというわけではありません。準備書と都市計画案と一緒に縦覧をかけ意見書をいただき、都市計画審議会にも報告する形になりますので、今のところは法定の手続にしっかりと入っているということです。この案でこの準備書ができるまで、あとは都市計画審議会での審議が最終的に残っている状況です。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
9	事業計画	山室委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高架やトンネルといった基本的構造についても確定していないと考えよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画の決定する図書の中には道路の幅員や車線数がありますが、構造形式についても記載するところがあり、それが決定事項になっています。嵩上げ式なら5m以上の高さの盛土が350m以上続くかについては都市計画の決定の内容に入り込んでいます。基本的には構造についても都市計画の中で決められていくということになります。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
10	事業計画	富樫委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 盛土に用いる土砂をどこからどの程度持ってくるか、土砂の質等の想定があれば記載すること。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外から土砂を持ち込む場合は、混入物による影響は回避する必要がある。放射性物質の問題もあることから、現時点では持ち込む土砂の発生元が決まっていくなくとも、汚染防止対策を探ることは述べてほしい。土壤汚染については環境影響評価項目として選定していないが、環境保全への配慮ということで、評価書に記載をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 発生元はまだ決まっていません。他の事業とのバランスもあり今後検討することとしています。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 盛土材の汚染防止対策について評価書第3章に記載します。（第2回審議 資料1-3） 	意見	11、12番を集約	搬入する土砂について、汚染防止の考え方を評価書に記載すること。

11	事業計画	富樫委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壤汚染の指定地域からの盛土材搬入について、持ち込まないということが第一だが、どうしても持ち込む場合は不溶化の対策を講じる、ということであれば、「原則持ち込まない」と記載しもう少し強い姿勢を示す方が理解が得られるのではないか。 ・指定区域の土壤の吸着、不溶化は誰が行うのか。また、品質管理は、どのようなやり方をするのか。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設会社に発注してその一環として不溶化処理が行われるのであれば、工事監督責任は建設事務所にあるので、そのように記載されたい。 	<p>・文言については検討させていただきます。 ・吸着、不溶化につきましては、持ち込む場合は、排出する側の事業者が行います。 ・品質管理につきましては、次回までに検討させていただきます。 【事後回答】 ・訂正した資料を提示します。（第3回審議 資料1-3）</p>	意見	(10番のとおり)
12	事業計画	富樫委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬入土の品質管理については具体的な施工方法が決まってからとのことだが、決まってから何らかの資料が出されるのか。 ・出されないのであれば、施工管理としてきちんと責任を持って行うということをしっかりと記載していただきたい。 	<p>・通常工事を行っていく際の品質管理を、発注者の監督の責任として、我々が確認しながら行っていくという趣旨でございます。 【事後回答】 ・追記した資料を提示します。（第4回審議 資料1-2）</p>	意見	(10番のとおり)
13	事業計画	北原委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大沢川沿いは狭く、両岸が急傾斜であり、また、森林や竹林が残っている状況であるが、どうやって盛土で28mの幅を取るのか。また、右岸側の住宅地へはどの程度影響が出るのか。 	<p>・御指摘のとおり大沢川沿いに下るわけですが、右岸側に平らなスペースがありましてスペースの中で道路は十分設置できる計画です。 ・天竜川の左岸の段丘より開けた方になると住宅に影響が出てくるところがありますが、御指摘の大沢川の谷地形の部分に関しては、数軒はかかりますが大きくかかることにはなっておりません。</p>	意見	(7番のとおり)
14	事業計画	北原委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊那市防災マップによると伊那市下殿島における大沢川流域には土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている急傾斜地や河川浸水想定区域内に道路事業実施区域が存在している。土地の安定性の観点から、道路は盛土構造の計画であり法面の崩壊等の災害への影響はどのように考えているのか。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を極力避けるルートとしていますが、必要に応じて事業実施時に対策を検討します。 ・天竜川及び大沢川の浸水想定区域内では道路計画高を高くするとともに、河川水により路体が浸食されないコンクリート構造としています。(P3-14) 	意見	(1番のとおり)
15	事業計画	北原委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊那市下殿島で天竜川を横断する形で長く盛土道路が造成されることになるが、天竜川が氾濫した場合は、道路の上流側の低平地が湛水し天竜川右岸等にある低平地内の民家に影響が出ないか。過去の下殿島地区の天竜川氾濫の資料は検討しているのか。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の天竜川の氾濫について既存資料を確認しています。近年の災害において下殿島地区における浸水の記録が確認できなかったことから、公表されている浸水想定区域図から対策を検討しています。 ・天竜川右岸の伊駒アルプスロードから南側には人家が存在しません。北側については下流からの氾濫流が伊駒アルプスロードによって阻まれるため、人家への影響が増加することはないと考えます。 	意見	(1番のとおり)
16	事業計画	北原委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊那市下殿島における道路区域について「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は極力避けるルートとしているが、必要に応じて事業実施時に対策を検討する。」とのことだが、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域に道路はかからないと理解してよいか。 	<p>・今後、詳細設計していく中でどうしても道路幅以外の部分が土砂災害警戒区域等にかかることがありますので、その場合は斜面の崩落防止措置などを講じていくことになります。</p>	意見	(1番のとおり)
17	事業計画	北原委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊駒アルプスロードの路面に降った雨の排水は、大沢川に流入するのか。 	<p>・詳細設計がまだですので、排水の流末の設計はこれからになります。そのため、大沢川に流すかどうかは今後検討することになります。</p>	記録	審議のため に必要な計 画内容の確 認等

18	事業計画	梅崎委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回審議の資料1-10に盛土部を①から⑨の9つの区域に分けて示していただいたが、この部分が堰堤、この部分が堤防といった防災的な位置づけを示すことはできるか。 ・縦断面図が示されているが、盛土部の高さを、最大の高さでも結構なまで示すことはできないか。また、盛土の高さはもう少し低くできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さについては、この中に分かるように記載させていただきたいと思います。防災上の観点もございますけれども、交差道路との立体的なクリアランスも加味しておりますので、こういった高さで設定しております。 ・防災上の位置づけについては、難しいかもしれません、検討させていただきます。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土部について、堤防等とする防災的な位置付けはありません。 ・縦断図に高さを表示しました。 (第3回審議 資料1-4) 	意見	(1番のとおり)
19	事業計画	梅崎委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18番の事後回答として、防災的位置づけはないと書かれているが、前回の委員会ではそういう位置づけもあるとの説明があった。直接洪水対策の堤防ではないが、寄与するということを説明されたのだと思う。この事後回答だと整合性が取れないで少し文言を考えていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・間接的にそのような効果があることはそのとおりですので、16番の記載を修正させていただきたいと思います。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修正した資料を提示します。 (第4回審議 資料1-3) 	意見	(1番のとおり)
20	事業計画	小澤委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この地域は寒冷地ということで、道路を供用していくうえで凍結防止剤等の使用が想定される。凍結防止剤の使用において環境配慮していく事項はあるのか、ないのか。 ・もしまるのであれば、水質項目としての評価は必要ないが、事業計画の中に記載してはどうか。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・凍結防止剤は撒かないわけにはいかないものだと思う。過剰に撒かないように配慮した道路管理をしていただくことかと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・凍結防止剤はアルプスロードでも使うことになりますし、他の道路でも使いますので、道路事業全般として考えていくところかと思いますが、特に個別にこの事業で何か配慮することは検討していません。 	記録	事業計画等に対する提言等
21	大気質	片谷委員長	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気の評価を寄与濃度で記載しているが、できれば寄与率で記載いただきたい。 ・非常に低い寄与だということは数字を見れば分かるが、寄与率がこの程度で低く、影響が大きい懸念はないという趣旨にしていただくより説得力がある。文章の中でも結構なのでお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・四捨五入すると寄与率はゼロになるものもございますので、書き方を工夫させていただく形で対応させていただきたい。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気質の寄与率を追記します。 (第3回審議 資料1-5) 	意見 22、36、 40、41番を 集約	評価書において、事業による環境影響が分かるよう、定量的な予測結果の記載にあたっては、現況値や寄与率などを併記すること。
22	大気質	片谷委員長	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気質の予測結果に寄与率を追記いただいたが、SPMについて寄与率0%が並んでいる。整数で書けばこうなることはやむを得ないが、表の脚注に、四捨五入の結果寄与率が0%になっているが寄与が全くないことを意味するものではないといった旨を追記することは可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そのように対応したいと思います。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追記した資料を提示します。 (第4回審議 資料1-4) 	意見	(21番のとおり)
23	大気質	山室委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書によると、この地域では光化学オキシダントが環境基準を満たしていない。自動車交通により発生する二酸化窒素は光化学オキシダントと関連があることが知られており、また、伊那盆地では、逆転層が起こり影響を受けやすいと考えられることから、光化学オキシダントについても環境影響評価項目に選定してもよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オキシダントはNO₂や炭化水素の反応により発生し、オゾンで構成されるものであり、全国的に濃度が高く環境基準の達成率は悪く、また、西の方から越境している調査結果もあり、広域的な汚染物質と理解しています。この地域ではオキシダントが滞留して濃度が高くなるとの認識はなく、道路アセスにおいてオキシダントについては、広域影響でもあり予測評価はしておりません。 	記録	審議のため に必要な計 画内容の確 認等

24	大気質	山室委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気質について事後調査がないが、逆転層が起こりやすい地域であることを考へると必要なのではないか。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法対象事業については、法律上の規定では、不確実性の存在があれば事後調査を行うことされており、本事業においても、法律上の事後調査報告書の対象となる項目が選定されている。ただ、予測の正確さの検証は当然、事業者の責務としてある。リニア中央新幹線では、住民の生活環境の保全に必要な調査を実施することとの知事意見に基づき、法律上の事後調査とは異なる一種の事後調査をモニタリングとして報告を受けている。法律の事後調査とは別枠で考えてモニタリング結果の報告を求めるべき。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工管理上等のモニタリング調査を実施している事例もあることから、法律上の事後調査とは別に地域特性を踏まえた検証・確認が必要か検討します。 	意見 25、26、28、32、33、43番を集約	事業による環境影響を把握するために、大気質、騒音、振動、水象等について事後の調査を実施することとし、その方法、内容等を明らかにすること。また、調査結果を技術委員会に報告するとともに、環境影響が認められた場合等においては、追加の環境保全措置等を検討すること。
25	大気質 騒音	山室委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24番と28番の意見に対する回答に「検証、確認が必要か検討する」とあるが、検討結果はいつ頃示されるのか。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の生活環境の保全という観点からは、予測どおりの環境負荷に留まっているかの確認は必要である。おそらく知事答申に組み込まれることになるかと思うので、積極的な対応をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上は工事中及び供用後になりますが、供用は平成42年を想定していますので、それが目安になるかと思います。 	意見	(24番のとおり)
26	騒音	山室委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊那市原新田における騒音の環境基準未達成について、基準を超過しているのは1か所であるのに、なぜ4地点が赤く囲まれているのか。環境基準70dBに対して予測値66dBの地点で遮音壁を設置するのであれば、他の地点で環境基準と同じ数値や基準に近い調査結果が得られている地点でも遮音壁が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・伊那市原新田で環境基準を超えている地点を含めて赤で囲った地点において遮音壁を設置しますが、1mの遮音壁を設置する箇所で遮音壁の効果を示すために赤で囲っています。 ・騒音が環境基準を1dB超えると遮音壁を設置し、基準と同じであると設置しないのはなぜかというお尋ねですが、定量評価は数値一つで評価せざる得なく、予測精度の正しさの問題があります。したがって、原新田の1地点では超えないという可能性もあり、あくまでも予測値で他の地点でも超える可能性はある中で保全措置を講じていくものであるとの御理解をお願いします。 	意見	(24番のとおり)
27	騒音	山室委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音の調査は1日だけであり、精度がどの程度あるのか。また、調査結果と環境基準の照合でどれだけの意味があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路環境センサスの全国の国道などの道路の騒音を測定するモニタリングを行っているが365日のうちの24時間の測定でその地区の代表として調査結果としています。調査にあたっては日曜日や正月など特異な日は配慮して当該地の代表値としています。 	記録	審議のため に必要な計 画内容の確 認等
28	騒音	山室委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予測結果が環境基準値に近い地点は継続的に調査を実施いただき、基準を超えるようであれば防音壁を設置する予定がなくとも結果を見て設置するような環境保全措置を示した方が住民も安心できるのではないか。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工管理上等のモニタリング調査を実施している事例もあることから、法律上の事後調査とは別に事業の進捗を踏まえ検証・確認が必要か検討します。 	意見	(24番のとおり)
29	騒音	塩田委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書P12.2-30の表12.2.1-12(1)に騒音予測結果（既存道路の等価騒音レベル）が示されているが、P12.2-5の表12.2.1-3(2)に記載されている調査結果（例えば、番号Bの一般国道153号線：昼間70dB、夜間65dB）を利用していない理由はどうしてか。また、既存道路の騒音を予測している理由は。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊駒アルプスロード整備後の既存道路の交通量を基に算出した騒音予測値を使用しています。 ・予測地点における騒音は計画路線（伊駒アルプスロード）及び既存道路それぞれの予測値を合成した値により評価するためです。 	記録	審議のため に必要な計 画内容の確 認等
30	騒音	塩田委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書P12.2-30,31に記載のある既存道路の等価騒音レベルは予測結果なのか。P12.2-5に現場での測定結果が掲載されているが、既存道路は実測値を用いていないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・P12.2-5に現況値を掲載していますが、こちらは現況の交通量のものです。伊駒アルプスロードができることで、既存道路の交通が伊駒アルプスロードに転換されます。そのため、既存道路の交通量が変化し等価騒音レベルについても変わることが予想されることから、既存道路の等価騒音レベルについても、現況値を用いず、予測値を計算しております。 	記録	審議のため に必要な計 画内容の確 認等

31	騒音	塩田委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書P12.2-33～34に記載している「遮音壁の設置による低減効果」について、具体的に計算した結果を例示してほしい。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遮音壁の設置による低減効果について、計算結果を資料編第10章に記載します。（第2回審議 資料1-4） 	意見		遮音壁の設置による騒音の低減効果等について、具体的な計算結果を評価書に記載すること。
32	騒音	塩田委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「予測手法は科学的知見に基づくものである」は、事実である。準備書P12.2-35に記載している「効果の不確実性／なし」は、「効果の不確実性／小さい」と表現する方が適当ではないか。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全措置の予測の不確実性に関する記載ではなく、環境保全措置の効果に不確実性があるかないかについて整理した表となります。 	意見		(24番のとおり)
33	騒音	塩田委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音に係る環境保全措置として採用する遮音壁の設置について、効果の不確実性なしとなっているが、効果があるかないかは、まだ環境保全措置を実施していないので分からぬのではないか。これから効果があるかどうかを調べるのではないか。 (片谷委員長) <ul style="list-style-type: none"> ・法対象事業では、他の事業で効果があることが確認されている遮音壁と同じものを作れば、不確実性なしという扱いになるというのが事業者の見解である。 ・知事意見の中には「住民の生活環境が守られていることを確認すること。」といった意見が入ると予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遮音壁の設置については過去に類似事例があり、そこで効果があることは分かっているため、効果の不確実性なしと記載しています。 	意見		(24番のとおり)
34	騒音	塩田委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書P12.2-39～42の表12.2.1-19(1)～(2)及び表12.2.1-20(1)～(2)に騒音の評価結果が示されているが、評価の欄に「目標との整合が図られている」と記載されているが、目標が記載されていない。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基準又は目標との整合」であり、ここでは「基準」との整合として環境基準を記載しております。その旨はP12.2-37に示しています。 	記録	記述内容に関する修正等	
35	騒音	塩田委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書P12.2-37の「(2)基準または目標との整合性に係る評価」では、環境基準値をクリアしているかどうかだけが記載されている。であれば、P12.2-39、-40の表の評価欄は「基準との整合が図られている」という記載が適当であり、「又は目標」は不要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスの用語として、基準または目標としていつもセットで使われていますので、こちらで「基準または目標との整合」と書かせていただきました。塩田委員のおっしゃるとおり、確かに目標という部分がないので基準だけでもいいのでは、というところもありますが、アセスの技術手法の中でも基準または目標というところでその値との比較を行うということになっていますので、ここではセットで用語を使わせていただきておりますが、そのように修正させていただきたいと思います。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所を修正します。（第3回審議 資料1-6） ・大気質、振動、低周波音及び日照阻害につきましても、同様に修正します。 	記録	記述内容に関する修正等	
36	騒音	塩田委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書P12.2-33～34に記載している騒音の予測結果には、現況等価騒音レベルL_{Aeq*}とΔLが記載されていない。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載項目は「道路環境影響評価の技術手法」及び「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」によります。 	意見		(21番のとおり)
37	騒音	塩田委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <p>準備書P12.2-52に記載している対象ユニットは、それで良いが、使用している建設機械が明確になっていると更にわかりやすい。</p>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する主な建設機械は、P3-17～3-23に記載しています。 	記録	記述内容に関する修正等	
38	騒音 振動	塩田委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書P12.2-52、P12.3-21に予測対象ユニットの選定が書かれているが、ここにもP3-23に記載のある使用する建設機械の表を載せた方がよいのではないか。この表中の建設機械がユニットになり、それを使って予測値を計算しているということではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの値を持ってきているということで、今の件は検討させていただきます。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所に建設機械を追記します。（第3回審議 資料1-7） 	記録	記述内容に関する修正等	
39	振動	塩田委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書P12.3-1に記載している「道路環境整備マニュアル」の出典を記すこと。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「出典：「道路環境整備マニュアル」（平成元年1月（社）日本道路協会）」を追記します。（第2回審議 資料1-5） 	記録	記述内容に関する修正等	

40	振動	塩田委員	【第1回審議追加意見】 ・準備書P12.3-38に記載している「振動予測結果」には、 ΔL を記すこと。	【事後回答】 ・記載項目は「道路環境影響評価の技術手法」及び「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」によります。	意見		(21番のとおり)	
41	振動	塩田委員	【第2回審議】 ・準備書P12.3-32に書かれている予測式 $L_{10} = L_{10}^* + \Delta L$ を計算してP12.3-38の予測値を出しているのであれば、現況値の隣に増分を書くべきではないか。	・修正いたします。 【事後回答】 ・該当箇所に ΔL （工事用車両による振動レベルの増分）を追記します。 (第3回審議 資料1-8)	意見		(21番のとおり)	
42	騒音	北原委員	【第2回審議】 ・伊駒アルブスロードの直線区間の延長線上に富県の小学校が所在する。道路からの距離は500mもないと思うが、騒音の影響はないのか。 ・道路の直線区間の延長上にあるため、騒音の影響は真横よりもあるのでは。	・地図から読み取ると、300～400m程度の距離と思われます。方向よりも距離の減衰効果が大きいため、ここまで離れていましたと影響はないものと考えられます。	記録	審議のため に必要な計 画内容の確 認等		
43	振動 低周波音	塩田委員	【第2回審議】 ・騒音等の予測をしているのは土工工事だけだが、準備書P3-16を見ると橋梁・高架部に関する工事もある。P3-21には工事の内容が書かれており、掘削・土留工の所にバイプロハンマーの記載がある。H型を打ち込んでいくのではないかと思うが、その時バイプロハンマーから低周波音が出る可能性があることから、振動と低周波音を予測した方が良いのではないか。 (片谷委員長) ・手続の中で決まっていないから予測できないということであれば、事後調査あるいはモニタリングとして確認することになる。	・施工計画は決まっておらず、準備書P3-21も一般的なものを記載しています。バイプロハンマーにも高周波タイプと普通のタイプがあります。また、杭を打つに際しては、圧入機やアースオーガーのようなドリルで穴を開けるものもありますが、全く決まっていない状況です。これから施工計画を決めていく中で決まっていきますので、そういう中で振動値はその時に回答させていただければと思います。	意見		(24番のとおり)	
44	低周波音	塩田委員	【第1回審議追加意見】 ・現況の調査測定結果 (L_{50} , L_{65}) はどうしてないのか。	【事後回答】 ・低周波音の項目における調査は、「道路環境影響評価の技術手法 国土技術政策総合研究所資料第714号」に記載のとおり、住居等の位置（住居等の配置の状況）について行っています。方法書中の記載も、調査する情報は住居等の配置の状況のみとしているため、現地における測定を行っていません。	記録	審議のため に必要な計 画内容の確 認等		
45	水象 (地下水)	山室委員	【第1回審議】 ・宮田村中越で地下水位への影響があるが通水工対策を行うので地下水位への影響を回避若しくは低減できると説明があったが、どういった対策を行うのか具体的なものが書かれておらず、現状の記載だけでは影響を回避若しくは低減していることを理解できない。通水工対策について、どのような対策を行うか具体的な説明を示してほしい。	・ご承知のように地下水は見えないもので、掘った場所によって地下水の高さは変わってきます。現時点では用地の買収が終わっておりませんので、周辺で地下水を測ってトンネルを掘る地点の地下水位を予想している状況です。そのため、事後調査として、用地買収が終わった際にトンネルを掘る地点でボーリング調査等を行い地下水位の測定をします。その結果をもって、通水工対策の効果や必要性、規模の検討を行ったうえで実施し、地下水の保全をしていきたいと思います。	意見	46～49番を 集約	通水工対策について、先行事例等を用いて概要を示し、地下水への影響を最大限回避・低減する工法を検討すること。また、具体的な工法が決定した段階で、地元住民に対して丁寧な説明を行うとともに、事後の調査を実施し、必要な環境保全措置等を講ずること。	
46	水象 (地下水)	富樫委員	【第1回審議】 ・45番の山室委員の質問に対する答えが、「やってみなければわからないので、後で確かめてなんとか対処します」という趣旨の回答になっており、それでは何のための予測評価なのかと感じた。 ・通水工対策について、都市部においてアンダーパスを通す際の通水対策工等の類似事例を探し、その事例を示すこと。都市部の道路工事では、周辺地下水がどう変わらかシミュレーションしているので、きめ細かい説明をお願いしたい。 (片谷委員長) ・過去に、地下水の阻害が起こらないように対策を行った工事の例はある程度情報があるはずであるから、参考例を示してもらいたい。やはり具体的にこういう工法がありうることを示してもらわないと、地元の住民の方も安心できない。	・地下水に対する保全対策の事例や実績について、もう少し情報を仕入れまして、次回にはご提示をして、地下水に関してもう少し具体的な対策を示していただきたいと思います。 【事後回答】 ・通水工法の概要は以下のとおりです。 (第2回審議 資料1-6) (1)集水（上流側で地下水を集める） (2)通水（交差区間をパイプ等で通過させる） (3)涵養（下流側で地盤に還元） ・主務省令に基づき、工事の実施中等において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があるものとして、関係機関及び専門家等の意見指導を得ながら事後調査をすることとしています。	意見		(45番のとおり)	

47	水象 (地下水)	富樫委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水の通水工対策について、「事後調査を行うこととしてる。」とのことだが、この事後調査とはいつの時点を想定しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手前にボーリング等の調査を行う予定としています。調査を行った上で、通水工法に合うような設計をします 	意見		(45番のとおり)
48	水象 (地下水)	富樫委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書P12.6-32の通水工対策の検討結果を整理した表に「効果の不確実性なし」と書かれているが、設計次第で効果は随分変わるのはずであり、絶対安心だと言えない状況では、不確実性はあると捉えるのが普通ではないかと思う。 ・事後調査を前提にしているのであれば、不確実性がないとは言えないので、それをきちんと検証するということがわかるよう表記していただきたい。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の技術指針では、どのような環境保全措置についても不確実性があることを基本に書かれているが、主務省令等は、そういった記載になっていないので、あるか、ないかというレベルになっているというのが事業者の回答の趣旨。それでは住民は安心できないためアフターフォローをしてください、というのが從来長野県の技術委員会で行ってきたやり方である。今回も、そういった趣旨の指摘を知事答申の中に盛り込むことになる。資料上の表記はともかくとして、通常モニタリングといっているフォローアップは、よろしくお願ひしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・準備書P12.6-33の事後調査の必要性という箇所に、「環境保全措置の内容をより詳細なものにするため、詳細な工事計画策定後、関係機関及び専門家等の意見指導を得ながら、必要に応じて環境影響評価法に基づく事後調査を実施する。」と記載しております。我々もそういったことを考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。 	意見		(45番のとおり)
49	水象 (地下水)	山室委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通水工対策について、ボーリングを掘らないと工法もわからないという回答だが、住民の方へは、ボーリングを行った時点でこういった工法で行うといった説明をするのか。 ・その際に、「工事はこのような工法で行い、それによって地下水がどうなるか確認するための事後調査を行う。」といった説明をしてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の詳細設計の中で地元と協議しながら進めていますので、その中で丁寧に地元説明いたします。 	意見		(45番のとおり)
50	水象 (地下水)	富樫委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事箇所の周辺域における地下水利用状況について、現地調査をどの程度行っているか。また、個人の井戸の利用状況に関する調査結果も示すこと。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画路線周辺の地下水利用については、現地調査を行うにあたり既存資料調査と市村へ地下水の観測体制の問い合わせを行っています。この問い合わせの結果、準備書のP10-2に記載していますが、把握できた既存井戸は全て計画路線から500m以上離れています。このため既存井戸を調査地点として選定せずに、観測井戸を設置し地下水状況を把握しています。 	意見 51～54、56～58、61番を集約		事業実施区域の周辺における個人井戸等の地下水利用状況の調査を適切に行い、地下水流向等について精度を高めて把握すること。また、地形・地質構造を考慮の上、地下水への影響について、最大限回避・低減がなされる工法を検討し、当該工法により工事を行うこと。また、事後の調査において、地下水に影響が認められた場合等は、必要な環境保全措置等を講じること。
51	水象 (地下水)	富樫委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・井戸の分布の現地調査をしていないことであれば、予測評価の保全対象がわからない状況であり、評価のしようがない。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・井戸は、防災対策、水道に障害が発生したときの予備水源として地元の市町村が情報を持っている可能性もあるかと思うが把握しているか。 ・リニア新幹線では、着工後も近隣の井戸のモニタリングを行っているが、そういった計画はあるか。 ・個人宅の井戸が枯れることも避けなければならないことなので、今後の対応の中で、極力詳細な対応をしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水の保全対象がわからない状態ではないかということについてですが、保全対象は地下水位そのものと捉えております。取水の井戸の量、水位と合わせて、水が下がることによって地盤が沈下するといった影響もございますので、水位そのものが下がらないということを対象として予測評価をしております。 ・市町村に調査した中では把握できていない状況ですが、地下水のモニタリング調査はしっかりと行う予定です。 	意見		(50番のとおり)

52	水象 (地下水)	富樫委員	<p>【第2回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回委員会での「地下水の保全対象は地下水位そのものと捉えている」という回答は非現実的である。構造物を地下水位以下につくる場合、いかなる通水工法を施したとしても、周辺の地下水位に全く影響を与えないということはあり得ない。 ・影響を許容範囲に抑えるための設計をする上で、どこにどのような井戸が存在するのかという保全対象に関する基本情報は必須のデータである。したがって、事後調査計画の中に「現地調査によって、民家を含めた周辺の地下水利用状況について把握すること」 ・また事後調査の時期については「供用後及び工事中を基本とする」と記載されており、第2回委員会での回答と異なる内容になっている。追加の調査結果を設計に反映させるには工事前（設計前）の早い時期に実施しなければ意味がないのでそのように修正すること。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民家を含めた周辺の地下水利用状況の把握は、事後調査の対象ではありませんが、補償対象となるため、工事前において調査を行います。 ・なお、調査済みの既存井戸の状況について、該当箇所に追記します。（第3回審議 資料1-9） ・事後調査時期を「供用後及び工事中」としているものは、地下水位に関するものであり、追加の現地調査（観測）は通水の工法や構造の検討に必要となるため、工事前の段階で行います。 	意見	(50番のとおり)
53	水象 (地下水)	富樫委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・51番の回答で「保全対象を地下水位そのものと捉えている」「地下水位に影響を与えないから影響はない」とのことだが、「影響を与えないから影響はない」という説明は全く論理的ではない。 ・井戸の情報は市町村へ調査した中では一部しか把握できていない状況とのことだが、ある影響範囲の中の1戸1戸について現地で確認し、井戸の有無、種類、利用状況等のデータが揃っていないければ議論のしようがない。保全対象となる公的な井戸や水源以外の民家の井戸などについて現地調査は今後行うのか、行わないのか。 ・補償対象としてとのことだが、一番よいのは補償が必要ないような対策が取られることである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・井戸については補償対象となり、工事実施後に井戸が枯れたとなると非常によろしくないですが、工事着手前に必ず井戸調査は実施します。また、対策を取りながら工事後の調査も行い、工事前と比べてどうなったかもしっかりと調査いたします。 	意見	(50番のとおり)
54	水象 (地下水)	富樫委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水に関する影響調査の場合は、影響を及ぼす工事と、影響を受ける可能性のある対象と、影響を繋ぐ水理地質条件の3つが揃って初めて予測評価ができるものである。 ・水象の分野で予測評価を行い、周辺の住民の方々に不安を与えないようにするためには、極力これらの3つの要素を評価書以前に調査していただきたい。 ・ただ、現実的に評価書までの間にそういう調査ができないのであれば、きちんと周辺の現地調査をした上で、影響を及ぼさないよう万全を尽くすということまで踏み込んで記載していただきたい。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の事後回答では、周辺の地質等の情報を重ね合わせて最大限影響が出にくい工事の遂行に努め、さらに、工事完了後に影響の有無の確認を行うという部分がない。工事着手前の調査のことは記載されているが、それを工事にどう反映させ、工事終了後にどう確認するかの記載がこの事後回答には明確に表れていないことが、富樫委員の御指摘の趣旨かと思うので、そういう記載を評価書に追記していただければよい。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どこに記載するかというところ含めて検討させていただきたいと思います。 	意見	(50番のとおり)
55	水象 (地下水)	富樫委員	<p>【第3回審議後追加ヒアリング意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水に影響を及ぼす可能性があるのはルート全体の中で2箇所の区間だけに限定されるというのも重要な予測の一部なので記載していただきたい。縦断図があればなおよい。 ・地下水への影響を回避するために道路の計画段階から掘削部分を減らすよう配慮したのであれば、その配慮のことを具体的に書いてはいかがか。 ・予測や影響低減のための配慮について、一般の人が客観的に理解しやすいよう、もっと丁寧な説明にしていただきたい。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載内容を修正します。 	記録	記述内容に関する修正等

56	水象 (地下水)	富樫委員	<p>【第3回審議後追加ヒアリング意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議の中で、保全対象は地下水位そのものとしているが、地下水位より深く掘り込む工事をすれば影響が出ないはずがない。工事をするのに騒音は出さないと言っているようなものである。 ・地下水への影響があると想定されているボックスカルバートについて、完成図が掲載されているが、実際の工事では構造物よりも深くまで掘削するはずである。また、地下水位の推定のためのボーリング地点も掘削地点からかなり離れている。予測の方法と説明が粗すぎるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現段階では、現況高は既存資料を利用して推定していますが、今後の現地測量で正確な高さを確認します。ボックスカルバートの下には砂利等を敷くため、掘削深度はボックスカルバートの底面より深くなることが想定されますが、正確な高さは今後の詳細設計で明らかにします。地下水位についても今後掘削地点でボーリングを行って確認を行います。 	意見	(50番のとおり)
57	水象 (地下水)	富樫委員	<p>【第3回審議後追加ヒアリング意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水の利用状況に応じて許容できる範囲に影響を抑えることが重要だが、現時点では、影響を受ける対象があるかないかが把握できていないことも問題である。予測や対策のために必要な調査が十分に行われていないにも関わらず、ほとんど影響がないように書かれているのは論理的な説明ではない。 ・予測評価は得られたデータに基づいて行うものであり、データが不十分であれば、評価結果も、現時点で得られているデータの範囲で言えることだけを述べるべき。今回の場合、予測評価するための情報は明らかに不足しており、これでは「実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されている」とは言えないのではないか。 ・「実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されているものと評価する」のように評価に関する記載がどうしても必要ということであれば、この案件では将来予定される事後調査にかなり重きを置いていることを考慮して、「実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されるものと評価する」との表現に改めていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されている」の表現は今後実施する調査も含めて記載しています。確かに現時点ではデータは少ないですが、これから調査する項目も含めれば、このような評価はできると考えています。評価の記載を落とすことは難しいと考えています。 ・御指摘のとおり修正することを検討します。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修正した資料を提示します。（第4回審議 資料1-5） 	意見	(50番のとおり)
58	水象 (地下水)	富樫委員	<p>【第3回審議後追加ヒアリング意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事後調査にかなり重きを置いているにも関わらず、事後調査の内容が詳細に書かれていません。ジャストポイントでのボーリングによる地質と地下水位調査、周辺での地下水の利用状況の現地調査など、こういった調査・検討は必ず実施するといったことを分かるようにしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、条例に基づく事後調査計画書を提出することになりますので、その中で記載します。 	意見	(50番のとおり)
59	水象 (地下水)	富権委員	<p>【第2回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書P12.6-26に示された地下水の流向の調査結果について、その根拠をわかりやすく示すこと。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観測井戸2点間の地下水位の高さより流れの方向を推定しています。 	意見 60～62番を集約	地下水の流向の調査結果について、その根拠を正確にわかりやすく評価書に記載すること。
60	水象 (地下水)	鈴木委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・59番について、地下水の流向は2点で決まるはずがなく、事後回答が勇み足ではないか。3点間や多点と記載する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、宮田村では4点で地下水位を測りまして、2点間というのは4点のうちのそれぞれの地点間を比較しまして、水位の差で流動方向を決める形にしております。 	意見	(59番のとおり)

61	水象 (地下水)	富樫委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水の流れの方向は基本的に2地点では決まらない。少なくとも3地点以上で観測地点網を作って同じポテンシャルの場所を見つけ、それに直交する方向に地下水が流れるというのが求め方である。2地点を比べて矢印を引いているのであれば誤りなので、準備書に記載のある矢印はむしろ載せない方がよい。 ・流向を決めるのに観測地点数が少なすぎる。本来であれば、既存の井戸が周辺にどれだけあるか事前に調べ、観測に使える井戸は使い、調査地点数を増やしてより確かな情報を得るのが通常の調査の方法である。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・59番の事後回答の記載があまり適切ではないようなので修正していただき、評価書においても出来るだけ分かるような記載にしていただくという対応をお願いしたい。 ・これから民有の井戸の調査もあるので、そこでデータが増えればより精度の高い流向の推定もあり得る。事後調査若しくは追加モニタリングの中での確認事項として流向についてもより精度の高い推定が出せるデータが出てくれば、事後調査報告書等の中で記載いただきたい。 ・理想としては、富樫委員のおっしゃるとおり今の段階でそうしたデータが揃っていることが最も望ましいが、無いものは無いので、これからデータが増えた中で確認や検討を行っていただき、できることはやっていただくという御対応いただきたい。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回審議の回答を訂正します。 (第4回審議 資料1-3) ・修正した資料を提示します。 (第4回審議 資料1-6) ・民間の井戸については、事業実施段階で調査を行います。 	意見	(50、59番のとおり)
62	水象 (地下水)	富樫委員	<p>【第3回審議後追加ヒアリング意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水流向については、地下水位の等高線を引いていただいたが、等高線はもっと鮮明に表示してほしい。また、一般の方は等高線だけではわからないので、地下水流向を矢印で記載いただきたい。 ・この縮尺の図では読み取れないが、推定された流向は周辺の地形等から見て合理的か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘とおり修正します。 ・流向については、周辺地形の高低差から見ても合理的であると考えています。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回審議の回答を訂正します。 (第4回審議 資料1-3) ・修正した資料を提示します。 (第4回審議 資料1-6) 	意見	
63	地形・地質	梅崎委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業地域内の市村において、搖れやすさマップや液状化危険区域マップなどを示したハザードマップ等の作成されているか状況を確認し、作成されていれば資料として追加してほしい。 ・県で作成した搖れやすさマップを資料として追加してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘の御意見は、各市町村に確認し次回お答えさせていただきます。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価技術指針マニュアルにおいて「崩壊その他の自然災害を生じやすい地域」を把握することとなっているため、各市村のハザードマップ、液状化マップ及び搖れやすさマップを追加します。 (第2回審議 資料1-7) 	意見	(1番のとおり)
64	地形・地質	梅崎委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回審議の資料1-7のハザードマップに道路の位置を入れること。 ・また、全体をまとめるとき、この地域の状況が分かる。ある程度精度が落ちてもいいのでまとめるとき、土砂災害等の十分な資料となる。 ・今回集めていただいた資料の元データと、準備書P4-261等とが一緒に分からないので確認していただきたい。また、せっかくこういった詳細なものを集めていただいたので、全体を見やすくなるよう工夫した上で、そこに入れていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定と土砂災害の関連につきましては、準備書P4-261、P4-263に図面を示させていただいております。 ・元データを確認させていただきたいと思います。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書において、最新の土砂災害警戒区域図と浸水想定区域図にルートを表示しています。 	意見	(1番のとおり)
65	地形・地質	梅崎委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補足資料の中に、土砂災害警戒区域と浸水想定区域に対する防災効果のイメージ図があるが、イメージで示していることを、地図上で図に示すか、文章で示していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討させていただきます。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所に追記します。 (第3回審議 資料1-10) 	意見	(1番のとおり)

66	地形・地質	梅崎委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揺れやすさマップ、いわゆる地震に対する資料に細かいものがないので、断層等も含め、もう一度調べていただきたい。 ・ほとんどの市町村のハザードマップには、液状化マップ、揺れやすさマップがついている。そういった詳細な地図があればそこに落としこんでいただければ良い。 	<p>・地震に関しては、液状化の資料と揺れやすさの2種類資料があり、かなり縮尺が大きいものとなっています。精度はかなり落ちますが落とし込むということでよいででしょうか。</p> <p>・ハザードマップについては、各市町村ではたいてい1つの地図に落とし込んでいますので、この中になければないかと思いますが、念のため確認させていただきます。</p> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・断層については、準備書P4-43の表層地質図に示しています。 ・各市町村のハザードマップに液状化や揺れやすさに関する情報はないため、公表されている液状化マップと揺れやすさマップに計画路線位置を図示した資料を評価書資料編に追加します。（第3回審議 資料1-10） 	意見	(1番のとおり)
67	地形・地質	梅崎委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回審議の資料1-10に土砂災害警戒区域と浸水想定区域を一緒にした図面がついているが、次回の資料として、こういった重ねた図面を、最新のデータを用いて作っていただきたい。 ・今回のこの資料を見ても、だいたいどういう地域を通るのかすごくわかりやすくなつた。それぞれを細かく見ることも大事だが、大きくまとめて見ることも大切である。 	<p>・御指摘いただきましたとおり、準備書P4-261に土砂災害警戒区域等の、P4-263に浸水想定区域の位置図が最新でございます。これらの図を1つにした図を作成したいと思います。</p> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加修正した資料を提示します。（第4回審議 資料1-7） 	意見	(1番のとおり)
68	地形・地質	梅崎委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回審議の資料1-10の中で防災情報や地震被害想定など、文章が追加されているものは、これを評価書で項目として追加するということか。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載場所については事務局と事業者で調整していただき、必ずどこかには記載していただきたいというのが、委員会としての要望である。 	<p>・前回の御意見をいただきまして、もし評価書に入れるのであれば、資料編の1.1若しくは3のところに、こういった形で示す案ということで、今回お出ししております。実際にこれを評価書に入れるかについては、法アセスということもありますので、どうしても必要ということであれば記載させていただきます。</p>	意見	(1番のとおり)
69	動物	中村寛志委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オオムラサキ及びミヤマシジミについては、エノキやコマツナギといった食樹の何パーセントが消失するか算出し、影響を評価してほしい。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県では技術指針の中で、特定の種に関して数値を出して記載する精緻な解析を求めている。この事業は法対象事業だが、県が実施している事業であるので、ぜひ県の技術指針に記載されていることを参考にもらいたい。 	<p>・ミヤマシジミとオオムラサキにつきましては、方法書のときにご意見を頂いており、この2種については、食草の生息地を現地踏査したうえで、ルートの決定の際にご配慮をさせていただいております。</p> <p>・また、私どもはミヤマシジミとオオムラサキ以外にも、100種近い予測対象種を選定しており、横並びで予測評価させていただいております。多様度指数の話もありますので、先生とは一度ご相談をさせていただき、そういった数値化も考えていかなければいけないと思っておりますが、準備書の記載としては、従来の形に沿った予測評価をさせていただいております。</p> <p>・ただ、これらの種に関しては、現地調査を多めに行っており先生のご意見については十分に反映できると考えております。</p> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価技術指針マニュアルに基づいて3箇所のエリアそれぞれにおいて、ミヤマシジミとコマツナギ、オオムラサキとエノキの改変率による予測を行いました。その結果については、評価書の資料編に掲載します。（第2回審議 資料1-8） 	意見 70番を集約	オオムラサキ及びミヤマシジミについては、個体及びその食草について、改変量又は改変率を整理し予測評価すること。また、生息環境が事業によって消失する場合、食草、周辺に生息する幼虫及び卵を他の生息場所に移す等の環境保全措置を講じること。
70	動物	中村寛志委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オオムラサキとミヤマシジミについては、個体そのものと食草について、具体的に長野県技術指針マニュアルP12-15例の表を作成して影響を予測していただきたい。 ・その時、事業によって消滅する生息環境（具体的に食草や食樹）があれば、その場所にいる希少種を改変前に他の生息場所に移動する措置をとつていただきたい。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価技術指針マニュアルに基づいて3箇所のエリアそれぞれにおいて、ミヤマシジミとコマツナギ、オオムラサキとエノキの改変率による予測を行いました。その結果については、評価書の資料編に掲載します。（第2回審議 資料1-8） ・オオムラサキとミヤマシジミの食草や食樹についても、植物で生育環境が保全されないおそれがある4種と同様に、代償措置として移植を行うこととします。移植については、準備書の表12.10.1-16（P12.10-46）に記載のとおりです。 	意見	(69番のとおり)

71	動物	中村雅彦委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回審議スライド89枚目の動物の「調査の手法」に「行動圏調査」を猛禽類調査として加えること。 ・行動圏調査から巣からの距離だけ無く、高利用域と工事場所との距離を判定し、保全措置の資料とすること。 ・事後調査においても「行動圏調査」を加えること。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猛禽類の行動圏に関する調査としては、定点調査を行っていますが、営巣地に関する結果以外は別冊に含まれていません。 ・営巣地と計画路線が離れていることから高利用域等の解析は必要ないと判断しました。 ・事後調査の方法については準備書の表12.9.1-39（P12.9-135）の表中に記載のとおり、広義の意味で「直接確認による生息状況の確認」と記載しておりますが、事前調査と同様に定点観測を行う予定です。 	意見	72番を集約	猛禽類への影響について、高利用域と事業実施区域との具体的な距離等を評価書に記載し、評価の上、必要な環境保全措置を講ずること。
72	動物	中村雅彦委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・71番的回答に、「猛禽類の行動圏に関する調査として、定点調査を行っているが、営巣地に関する結果以外は別冊に含まれていない」とある。定点調査では営巣地以外にどういうデータがあるのか。 ・猛禽類については、巣からの距離だけでなく、高利用域が大事で、営巣場所から工事現場までは遠いけれども高利用域は近いといった場合は、対策を考えなければならない。メッシュを切って、この場所で良く飛翔しているというデータも示されていないが、高利用域の解析が必要ないとする根拠はなにか。 ・事後調査も事前調査と同じように調査を行うのか。 <p>(片谷委員長) 高利用域も工事区域から十分距離があると判断したから問題がないという判断になったのであれば、そのように記載していただく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定点調査ですので、例えば通常の飛翔行動、その飛翔の内容、ディスプレイ、繁殖に関するもの、縛張りに関するものといった情報は記録しております。 ・営巣地、餌をとる、餌を解体する、そういう繁殖又は生息に重要な地域があると思います。そういうものは、定点調査を行っていれば、高利用域という形で出ているかと思いますが、それがそれ道路から離れている状況にありましたので、メッシュを切って重ねる必要はないのではないかということで判断させていただきましたので、見解を修正させていただきます。 ・事後調査についても事前調査と同じように調査を行います。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所の記載内容を修正します。（第3回審議 資料1-11） ・第2回審議の資料について、記載内容を修正します。（第3回審議 資料1-2） 	意見		(71番のとおり)
73	動物	中村雅彦委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回審議スライド91枚目の猛禽類の中に「ヤマセミ」が入っているが、ヤマセミは猛禽類ではない。ヤマセミを一般鳥類に移動し、確認種数、貴重種数、予備対象種数の種数を確認すること（評価準備書の内容も確認すること）。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スライドの記載ミスです。準備書ではP12.9-18に記載のとおり、一般鳥類に分類しています。 	記録		記述内容に関する修正等
74	動物	大窪委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両生類のナゴヤダルマガエルについて、事業実施区域周辺で生息を確認している。ナゴヤダルマガエルは確認することが難しい種だが、環境省レッドリストで絶滅危惧II類に指定されているので調査をしていただけたい。 <p>(片谷委員長) ・追加で調査しても、その時に見つかる保証はない。見つかったという情報があるのであれば事務局経由で事業者に提供し、手続に反映していただくのが一番確実な方法である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・確認の適否ですか、現地のどこにいるか等の詳しい情報は、先生から情報を頂いて調査・予測評価という形で反映させたいので、情報提供をお願いします。 	意見	80、81番を集約	ナゴヤダルマガエル及びクロツバメシジミについて、調査地域内における確認情報があることから、情報収集し、予測評価すること。また、ツチガエル及びトノサマガエルを含め、必要な環境保全措置を講じること。
75	植物	大窪委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書P12.10-31の重要な植物種について、メハジキは区域内には生育していないが、計画区域から5mの近接地域に生育していることから、生育環境は保全されないと判断されている。 ・一方、非常に危急性が高い、絶滅危惧II類のイヌハギについては、計画区域から9mの近接地域に生育地があるにも関わらず、工事の実施や道路の供用による影響がほとんど生じないと記載されているが、5mか9mで判断が変わってくるのは納得がいかない。 ・イヌハギはこの地域で生息数が少ないので、移植は好ましくないが、モニタリングは実施した方がいい。 ・ミクリ属の一種についても判断の文書を読んだが、納得がいかない。危急性の高い種なので配慮いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保全措置の必要の有無については、P12.10-31のフローに従って行っております。その上で、個体数が多くてそのうち少しに影響があるのか、それとも確認した個体数が少なくてそのうちの多くが影響を受けるかを加味して予測評価を行っております。また、直接改変と、事業地から直近で、例えば南側と北側でも違ってくると思いますし、生育環境が変わっていくかどうかを、加味しています。確認個体数の多い少ないと、どのくらい影響があるかが予測のウエイトを占めています。 ・5mと9mでは影響は同じようなものだと思います。先ほど言った割合というのも、ここにはありませんが危急性の程度によってモニタリングしなければいけないものもあるかもしれませんので、この話については、きちんと整理し次回の委員会の際に示させていただければと思います。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・距離以外の現地状況も鑑みて予測評価したことによるものです。具体的には、イヌハギはメハジキと比べて生育基盤が事業区域の背後に広く分布する点及び生育基盤の現況地盤高が計画道路高より高い点が異なります。 ・イヌハギは事業実施による影響がないと予測評価しているため、事後調査を行いません。 ・ミクリ属は40mと十分な距離があることに加え、生育環境を考慮して影響ないと予測評価しています。 	意見	76、77、79番を集約	事業実施区域において生育数の少ないイヌハギ、ミクリ属の一種について、生育環境、近接する湿生環境の保全に配慮した環境保全措置を検討するとともに、事後の調査対象に含めるよう検討すること。

76	植物	御巫委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植物の事後調査は移植したものについてのみ行うことだが、ミクリは4箇所で30個体と少ないので、事後調査の対象に追加することは可能か。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の委員会での大窪委員の御意見は、ミクリにも影響が起り得るのではないかという趣旨だったと理解している。起り得ないと判断した根拠はどこに記載されているのか。 	<p>・特別な理由があればですが、これを1種加えてしまうと、他の種との整合性が整わなくなってしまいます。</p> <p>・ミクリ属の予測結果については、準備書P12.10-40に記載しております。先生からは文書だけでは判断がつかないということがありましたので、今回の委員限りの補足資料P5にミクリ属の一一種の確認位置図を拡大したものを載せております。こちらを見ますと、特にミクリ属の生育に影響を及ぼすのは湿生環境の変化になると思いますが、図の下の3地点については、道路工事によって擾乱止めることをしない限り河川の環境は守れます。図の上の1地点についても、下流側での道路工事となるため、水域環境については変わらない状況にあります。また、日射環境についても、構造物は盛土になると思いますが、日照阻害の範囲も限られているため、光環境もおそらく変わらないだろうといったことが、拡大図から見て取れると思います。</p>	意見	(75番のとおり)
77	植物	大窪委員	<p>【第3回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路構造は盛土が計画されているため、盛土部分及び周辺の水田は消失することになる。水田がなくなれば隣接する水路を含む小河川の環境にも影響が生じ、第3回審議の補足資料P5の東側2地点のミクリ属は生育条件が担保されないことが予想される。この2地点については、環境保全措置を行うか、道路構造を橋梁へ変更する必要がある。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に伴い、一部の用水路の付け替えが生じますが、ミクリ属が生育する地点の水路は計画路線区域外であり、改変しないことから生育環境は保全されると考えます。また、工事実施にあたっては、準備書P12.10-46に記載のとおり、「工事施工ヤード及び工事用道路の計画路線区域内利用」を保全措置として実施することにより、生育環境への影響を低減します。 	意見	(75番のとおり)
78	植物	御巫委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一番怖いのは資材を置いてしまうといったことなので、御配意いただきたい。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工管理上の努力として、周辺に希少な動植物がいる地点があることは施工会社にも十分周知していただき、誤って資材を積まないようにしていただくようお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘の件は、準備書P12.10-46に施工中のことについて記載させていただいており、工事施工ヤード及び工事用道路の計画区域内ということで限定させていただいております。 	記録	事業計画等に対する提言等
79	植物	大窪委員	<p>【第3回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路から9m程度しか離れていないイヌハギの生育地については、根拠が明確でないため、工事の影響が全く無いとする予測が妥当かどうかの判断は難しい。 ・環境保全措置の対象としないのであれば、工事の際に最大限の注意を図る必要がある。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事実施にあたっては、準備書P12.10-46に記載のとおり、「工事施工ヤード及び工事用道路の計画路線区域内利用」により、生育環境への影響を低減します。 ・工事の実施にあたっては、計画路線区域外に存在する生育地にも十分注意するよう、施工会社へ周知します。 	意見	(75番のとおり)
80	生態系	大窪委員	<p>【第3回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路が計画されている地区の水田及び水路を含む小河川には、ナゴヤダルマガエルやツチガエル、トノサマガエルといった重要種の両生類が生息しており、盛土工による生育地の消失は問題となる。特に、準備書では落ちているが、この地区は長野県版レッドリストで絶滅危惧IA類に指定されているナゴヤダルマガエルの隔離分布地であるため、ハビタットである水辺環境をできるだけ消失させないよう道路構造を橋梁に変更すべきだと考える。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナゴヤダルマガエルについては、提供いただいた情報をもとに、生態系の項目の該当箇所に追記します。(第4回審議 資料1-8) ・計画路線区域外に同様の生育環境が残るため、生態系において種の生息は保全されると予測しています。工事中及び供用後において、必要に応じて専門家の意見を聞きながら調査を行います。(第4回審議 資料1-9) ・なお、「工事施工ヤード等の計画路線区域内利用」や「移動経路の確保」などの保全措置により影響を低減することとしています。 	意見	(74番のとおり)
81	生態系	大窪委員	<p>【第3回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クロツバメシジミの幼虫の食草であるツメレンゲは、準備書に示された生息地よりも広範囲に生息している。また、この範囲でのクロツバメシジミの生息を、当研究室で今年も確認している。については、分布情報を提供するので、その情報を基に予測評価すること。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供いただいた情報をもとに、生態系の項目の該当箇所に追記します。(第4回審議 資料1-8) 	意見	(74番のとおり)

82	生態系	中村寛志委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生態系の予測評価に関しても長野県技術指針マニュアルP13-14例の表を作成して影響を予測を試みてほしい。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価技術指針マニュアルに基づいて生態系の予測を行いました。その結果については、評価書の資料編に掲載します。（第2回審議 資料1-9） 	意見	83、84番を集約	生態系の予測評価においては、環境単位の改変量を整理し、影響を評価すること。また、バイナリーデータによる類似度係数等を用いた定量的評価を事後の調査として実施することを検討すること。
83	生態系	中村寛志委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事後調査については、猛禽類のみ行うとなってる。知事意見にあった生態系の定量的評価については、国アセスでは求められていないが、もし可能であるならば、特定の種グループに絞ってバイナリーデータによる類似度係数（CCやCS係数）などを使って事後評価を試みてはどうか。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事後調査の実施段階において、バイナリーデータによる類似度係数（CCやCS係数）などを使った評価手法の適用について検討します。 	意見		(82番のとおり)
84	生態系	中村寛志委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回審議後追加意見として、生態系の定量的評価に関する事後調査をやってほしいという希望を述べた。 ・ミヤマシジミは河川生態系の典型種であるので、その種だけでも事後調査をしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今のご指摘については、検討させていただきます。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミヤマシジミは、事業実施による影響がないと予測評価していることから、事後調査を行いません。 	意見		(82番のとおり)
85	生態系	中村寛志委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回審議でも聞いたが、地図上でミヤマシジミ及びコマツナギがプロットされている場所は、盛土ではなく橋梁で通るから影響がないということだが、橋梁の橋桁はミヤマシジミとコマツナギの生息している場所には確実にかかるないという意味か。 ・前回の回答では、盛土ではなく橋梁となるため、埋め立てられることはないから影響がないという回答だった。 ・橋梁の橋桁を作る場所について、地図で示されているミヤマシジミとコマツナギのプロット上には橋桁の土台はこないということでおいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ミヤマシジミについて影響がないと判断したのは、直接改変がゼロということよりも、周囲に十分な生息の確認ができていることから判断しています。 ・訂正します。直接改変のところに生息が確認されていないということです。橋梁についても直接改変がないことから影響がないと判断しています。 ・一応そのようにこちらでも把握しています。 	記録	審議のため に必要な計 画内容の確 認等	
86	生態系	中村寛志委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三峰川大橋から伊那市役所までの三峰川のところには、国交省の河川事務所と守る会がミヤマシジミの保護エリアを作っており、毎年調査データが出ている。あとになって変化が出ても困るので事後調査をしていただきたいと思ったが、アセス法のシステムとしては影響がなければ事後調査はいらないことになっているので、事後調査は行わないことで結構である。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセス法上の事後調査の対象にはならなくとも、地元の団体が独自に調査をしているのであれば、事業者さんもそれに協力もしていただきたいし、データの提供を受けて確認する努力は自主的にしていただきたい。 ・自ら先頭に立って調査をすることまでは求めるが、周辺にそういう活動をしている団体があるということなので、データの提供を受け、もしく何か問題が発生していれば、追加の保全措置等の検討を行うという対応を図っていただきたい。 ・法対象事業では事後調査は限定的に規定されているが、それは何もしなくてよいという趣旨ではなく、法律の枠組みに則った事後調査は必要がないという趣旨なので、やはり色々な確認作業はやっていただく必要がある。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施にあたっては、関係団体と連携して保全措置等の検討を行います。 	意見		ミヤマシジミについては、地元の団体が独自の調査を行っていることから、データの提供を受けて事業による影響を確認し、状況に応じて追加の環境保全措置の検討を行うこと。
87	景観	山室委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高架が景観に与える影響を検討するため、高架の地点が分かりやすい資料を示してほしい。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回審議スライド19枚目の縦断図が全部赤い線で書いてあるが、道路構造によって色を変え、また、もう少し大きい版で提出すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在都市計画されております橋梁、盛土、高架の区分けを図示して、次回お示ししようと思います。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦断図を盛土部、切土部、直壁部、トンネル部及び橋梁部に分けて色塗りをして表示します。また、拡大した縦断図も表示します。（第2回審議 資料1-10） 	記録	審議のため に必要な計 画内容の確 認等	

88	景観	山室委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書P12.12-18のフォトモンタージュの将来の風景では改変箇所が灰色で示されているが、P12.12-42では緑色で示されている。着色が違う理由は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・灰色と緑色の色の違いについては、対象構造体が違いまして、片方が橋で、もう片方は盛土で斜面を緑化するということで御理解ください。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等
89	景観	山室委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河岸段丘を景観の保全対象とするのであれば、フォトモンタージュでスカイラインを切断していないから保全されていることにはならないと思う。 ・なぜ伊那市下殿島地区は保全対象としているのに、他のところは対象としていないのか。河岸段丘の景観を保全するのであれば、他のところも一緒にではないか。 ・盛土をすれば、緑化しても地形的には河岸段丘ではなくなる。河岸段丘については、地形を盛土してしまったら保全のしようがないのではないか。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段丘自体を残すという保全措置は無い。段丘が見えなくなる所はあるけれど、その変化ができるだけ少なくする保全対策をするといった文章にしていただければいい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・準備書のP12.12-43の一番上の保全対象の部分の文章にも書かせていただきましたが、「本事業により、景観の構造に変化が生じると予測した眺望点を保全対象とした。」ということで、表にあります大久保ダムと下殿島の2点としていますが、「特定の眺望点のみでなく、全線を対象にして保全措置を検討することとした。」ということで、代表する地点のフォトモンタージュを作らせていただきましたが、こちらの地点に限らず、お示しした環境保全措置はできる限り全線に渡って対応していきたいと考えていますので、御理解いただければと思います。 ・見えなくなるものを見るようにすることは不可能ですが、極力影響を低減していくことは可能かと思っております。準備書に書かせていただきましたように、極力、河岸段丘に近いような法面の緑化ですか、構造物の配慮をさせていただく対応を考えています。 ・表現については、趣旨をもう少し正確に把握させていただき、可能な限り評価書で反映していきたいと思います。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所の記載内容を修正します。（第3回審議 資料1-14） 	記録	記述内容に関する修正等
90	景観	梅崎委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この道路の景観について、かなり盛土の高いところもあるため、近傍での圧迫感が気になる。専門の亀山委員がいらっしゃらないので、自然豊かで平坦なところに大きな盛土ができることに対する圧迫感の影響を検討をした方がよいのかは分からぬが、一つの意見として申し上げる。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御回答いただいたことを、評価書の景観の眺望点の選定理由が記載されたところに追記していただくとよい。盛土が高いところもあるが、近隣に人家がないため眺望点として選定していないという趣旨を追記していただくと、後で見た人が理解しやすくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望点の選定の考え方をいたしましたが、観光地や人が集まる場所を選んでおります。今回、高い盛土部分の近くにそういう場所がございませんでしたので、結果としてそういう場所は選定しませんでした。高いところの近くを対象とするといった選定の仕方は、今回は行っておりません。 ・一番高い12mのところは天竜川の近傍であり、堤防の高さ、橋桁の厚さ及び余裕高を見て設定しております。堤防の近くに集落や人家はほとんどございません。右岸側は全く無く、左岸側も少し離れている状況ですので、フォトモンタージュは作っておりませんが、近くに道路ができる圧迫感があるという印象を与えることはないと考えています。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追記した資料を提示します。（第4回審議 資料1-10） 	意見	天竜川周辺など高い盛土を行う箇所について、景観の予測評価の地点として選定しなかった理由を、評価書において記載すること。
91	景観	陸委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観の変化を把握するためのモンタージュ写真（準備書P12.12-18～24）は広角すぎて、改変部が実際の視認景観よりも小さくなりすぎ、評価にとって適切ではない。 特に、No11（予測地点番号I、12.12-34）では、「三峰川サイクリング・ジョギングロード」が高架構造と交差する部分が撮影されているはずなのに交差部分がほとんどわからない。 また、この部分のジョギングロードはほぼ直線なのに、写真では右にカーブしていて構造物がサクラの陰になっているように見えるがなぜか。 フォトモンタージュは、実際の視認景観に近い画角で示すべきである（第1回審議資料1のスライド13枚目のように。これは12.12-34と同様の箇所を撮影しているが、フォトモンタージュ法においてもそれと同様の画角で撮影した写真を示すべき）。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点からの眺望景観は、中央アルプス等の遠方にある景観資源を対象としています。その景観資源の全景を写したことにより被写体が小さくなっています。 ・予測地点番号I（伊那市美篤川手（春の三峰川堤防））の眺望点（撮影点）からの眺望景観において、三峰川サイクリング・ジョギングロードは地図上では直線に見えますが、現地は局所的にカーブしています。 	意見 92、93、95、96番を集約	フォトモンタージュについて、事業が景観に与える影響を適切に把握できる地点から作成するとともに、実際の視認景観に近い画角で撮影したものも示すこと。

92	景観	陸委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回審議後追加意見として、準備書P12.12-18~24の写真は広角過ぎて被写体が小さくなってしまっており適切ではないという意見を出したが、それに対する答えが、被写体が小さくなっているということで回答になっていない。 ・準備書P12.12-14をみるとNo.Iからアルプスロードまでの間にカーブがあるように見えない。現地は局所的にカーブしていますと言われても納得できない。 ・第1回審議で提出されたスライド13番のような、広角のレンズではないレンズで撮った写真、通常眺めて見える景色に近い写真でのフォトモンタージュの追加が必要ではないか。 	<p>・委員会の資料としてお示しすることは可能ですので、ご指摘のような視野角の資料を検討させていただきたいと思います。</p> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡大した写真のフォトモンタージュを作成しました。（第3回審議 資料1-12） ・省令における主要な眺望点の定義は「不特定かつ多数のものが利用している景観資源を眺望する場所」とされています。三峰川堤防付近でそのような場所を探しましたが、計画路線から遠くなることから、より近くで駐車可能スペースが存在し、かつ三峰川サイクリング・ジョギングロードの看板が設けられている場所を、「不特定かつ多数のものが利用している」場所と見做しています。計画路線位置、撮影位置及び不特定多数のものが利用する場所の位置関係を資料に示します。（第3回審議 資料1-13） 	意見	(91番のとおり)
93	景観	陸委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書P12.12-3の調査結果によると、三峰川サイクリング・ジョギングロードの眺望点は堤防上という記載になっており、撮影場所を示した地図P12.12-2にある⑪を見ると、ジョギングロードはカーブしていないように見える。しかし写真はジョギングロードがカーブしており、計画道路と交差する地点が見えないような場所から写真を撮っている。どこから写真を撮っているのか確認させていただきたい。 ・堤防の道路から駐車スペースへ曲がって入っていった辺りで西に向かって写真を撮っているということか。 ・なぜ堤防の上で西に向かって撮らないで、わざわざカーブしているところで撮るのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本日配布した資料1-13を御覧ください。中央やや左の伊駒アルプスロードの計画地の右に実線の丸が眺望点とありますが、この位置からフォトモンタージュの作成をしています。 ・カーブの途中で西に向かって撮っています。 ・人が集まりやすいということで、駐車ができるスペースでと考えています。また、ちょうど曲がったところにサイクリング・ジョギングロードの看板がありまして、こちらから三峰川を眺望する方々がいらっしゃるだろうということで、こちらを眺望点として設定しました。 	意見	(91番のとおり)
94	景観 人と自然との触れ合い活動の場	陸委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省令における主要な眺望点の定義は「不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所」とのことだが、三峰川サイクリング・ジョギングロード上というのは十分入る。準備書のP12.12-3においても眺望点として堤防上のサイクリング・ジョギングロードとしている。伊駒アルプスロードとジョギングロードが交差する地点が一番景観上インパクトの大きい場所なので、そこがはっきりわかる場所からフォトモンタージュを作るのが通常のやり方である。 ・景観と人触れは関連が深いので、分けて評価するのではなくて関連させられるように評価していただく方が通常である。人触れの補足資料に交差の地点をイラストで表現されたものがあるが、こういうものを出すのであればこの部分をフォトモンタージュにして景観のところに出していただく方が素直なやり方。なぜ近傍であるにもかかわらずわざわざ分けてやっておられるのか、スッキリこない。 ・景色の変化が生じると判断し対応しているのであれば、どういった変化があるかフォトモンタージュで提示していただく方が親切になるがいかがか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・三峰川サイクリング・ジョギングロードの快適性、利用性の変化に関しては人触れで評価をしております。こちらでフォトモンタージュを作成したのは、伊那市の観光パンフレットに三峰川堤防と中央アルプスが代表写真として載っているので、そちらから選定させていただいたポイントとご理解いただければと思います。観光ガイドに載っていることで人々の関心がありうるということで選定しました。 ・三峰川サイクリング・ジョギングロードの眺望に関しては影響があると判断しております。景色の変化が生じると判断しております、それに対する保全措置を人触れのところで記載させていただきました。重複してしまってるのでこちらの写真が三峰川サイクリングロードに関する評価になっているのではないか、と判断していただくかと思いますが、私どもとしては、サイクリングロードは人触れで対応させていただいております。 ・人触れのところでフォトモンタージュをつけるというパターンが、これまでアセスの事例ではありませんので検討させてください。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人触れの項目において、近景でのフォトモンタージュを用いた視覚的表現方法による予測評価を行います。フォトモンタージュ作成は今後に行いますが、撮影点や現地状況写真を資料に示します。（第4回審議 資料1-11） 	意見 98~100番を集約	三峰川サイクリング・ジョギングロードと計画路線との交差部について、ボックスカルバートとした場合の影響をフォトモンタージュを用いて予測評価し、快適性への影響を最大限回避・低減すること。
95	景観 人と自然との触れ合い活動の場	陸委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・眺望点の地図が準備書P12.12-2に出ており、これだとジョギングロード上から西に向かって写真を撮るような図になっている。今日の説明からすると⑪は堤防から少し道路上へ入った道ということなので、そのように修正していただいた方がいい。ただ、その眺望点がいいかどうかは疑問である。 ・カーブしている部分が霞堤であり、ジョギングロードの一部だということは承知した。そのうえで、交差する部分が見えない場所から写真を撮っているというのは、評価をする上でのフォトモンタージュとしてはいかがなものか。もう少し西へ寄った地点から写真を撮っていただく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・説明が不足して申し訳ないのですが、資料1-13の写真のカーブはここも堤防で三峰川はところどころ霞堤があり、霞堤の部分が曲がった形状になっていて、そこも堤防となっており、サイクリング・ジョギングロードにもなっているところです。 <p>【事後回答】</p> <p>(94番と同じ)</p>	意見	(91番のとおり)

96	景観人と自然との触れ合い活動の場	北原委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私も三峰川の堤防道路をウォーキングしているが、かなり人数が多い。 12.12-2の地図の⑪の地点は霞堤で少し奥まっている形であり、ここから見ると手前に河畔林があるのでよく見えなくなる。もう少し建設予定地の近くだと橋がよく見える。 ・ここは多くの方が写真撮影に来る場所で、三峰川の河畔林とその向こうに中央アルプスの景色、桜並木がきれいに見える。もう少し近づいたところから想定される図を示してほしい。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予測地点を選んだ根拠である伊那市パノラマビューポイントマップは、道路を作ることを前提としないので、道路が作られるときに景観がどう変化するかを考えるための地点として適切であるという保証はない。 ・近づけば道路は大きく見えるので、もっと明瞭に見える位置で評価をしていただく必要がある。 ・見えるから道路を作るのがダメということではなく、見えてしまうものに対してどう保全対策をするか、というのが課題である。 ・景観資源としての重要性は高いのでぜひ御対応いただきたい。 	<p>【事後回答】 (94番と同じ)</p>	意見	(91番のとおり)
97	人と自然との触れ合い活動の場	陸委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接改変が予定されている「三峰川サイクリング・ジョギングロード」の予測評価(12.13-22)が特に重要である。 「予測項目」：「主要な人と自然との触れ合い活動の場及び自然资源の改変」の「予測結果」では「ロードに橋台が設置されるため、付け替えが必要」とあるが、それにともなう環境保全措置が示されていない。付け替えロードがどこを通過するのか、それによってどの程度の影響回避・低減になるかを具体的に示すべきである。 「予測項目」：「快適性の変化」の「予測結果」では、「風景の変化が生じる」とあるが、環境保全措置が示されていない。こちらも影響回避・低減措置について具体的に示すべきである。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三峰川サイクリング・ジョギングロードについて、予測の結果は準備書P12.13-22に示すとおり、「近傍において一部風景の変化が生じる」としています。この予測結果を受け、工事及び道路の建設にあたっては『法面等の緑化による調和』『道路付属物の形状、デザイン、色彩の検討』『工事施工ヤードの設置位置の検討による地形変更の最小化』『迂回路の設置』4つの環境保全措置の実施を行っています。 なお、付替えは堤内地側で、かつ遠回りにならない位置にボックスカルバート等を設置して機能を確保することで、利用性及び快適性の影響を低減しています。 	記録	審議のため に必要な計 画内容の確 認等
98	人と自然との触れ合いの活動の場	陸委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三峰川サイクリング・ジョギングロードの付け替えについて、盛土にしてボックスカルバートにするのか。それとも橋脚になるのか。 ・盛土でボックスカルバートにした方がはるかに圧迫感があり、人離れへの影響も大きい。最大影響を想定して保全措置を検討いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補足資料では橋梁の絵になっておりますが、経済性等を考慮しながら工法を決めていくと、実際には盛土になるかと思います。そうなると交差部分はボックスカルバートになるかと思います。 ・そのように対応したいと思います。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所の記載内容を修正します。（第3回審議 資料1-15） 	意見	(94番のとおり)
99	景観人と自然との触れ合い活動の場	梅崎委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の補足資料の三峰川サイクリング・ジョギングロードとの交差部分のイメージ図では、橋梁ができるボックスカルバートがきて盛土になっているが、もう少し橋梁を伸ばしていただいた方が景観への影響は少なくなる。もちろん盛土が安いというのはよくわかるが、かなり盛土部分の圧迫感があると思うので、特に保存すべきところは少し配慮していただきたい。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物理的に不可能な要因があれば仕方がないが、橋の下をサイクリングロードをくぐらせた方がよほど圧迫が少ないというのが梅崎委員の御指摘。 ・景観や人と自然との触れ合い活動の場の予測評価に直接影響することなので、詳細な設計は先だとしても、評価書までには道路構造についてはなるべく固めていただき、曖昧にしていただきたくないというのが委員会側の立場である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路構造は今時点での想定なので、今後事業の中でそこは検討していくことになります。 ・すぐ北側にナイスロードがありますが、そこへの平面交差というのが条件としてありますし、河川の条件も多々あります。現実にはそれをできる、できないというのは現時点では判断が難しいところです。 <p>【事後回答】 (94番と同じ)</p>	意見	(94番のとおり)

100	景観 人と自然との触れ合い 活動の場	北原委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> もう少し近づいたところからの写真でどのような景観になるかを知りたいわけで、盛土にするかとか橋梁を少し長くするかといった検討は、そういう写真をもとにやつていただきてはいかがか。今即断ができるような事でもないので、その写真で判断していただきたい。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終的な道路構造の確定まで評価書に書いてほしいというつもりはないので、すぐに出来ることとしてもう少し近くで写真を撮ってモンタージュを作つていただきたい。それで重大な圧迫感をもたらすようであれば道路構造に反映させてできるだけ回避を図るという方針は出していただきたい。北原委員が言われたようにまずモンタージュを作り、それを見て検討していただきたい。 	<p>・検討させていただいてよろしいでしょうか。 【事後回答】 (94番と同じ)</p>	意見	(94番のとおり)
-----	--------------------------	------	---	---	----	-----------